

市第1号議案関連資料

横浜市みなとみらい 21 地区スマートなまちづくり審議会条例の制定について

1 制定の理由

みなとみらい 21 地区におけるスマートなまちづくりに関する事項について審議するため、市長の附属機関として、「横浜市みなとみらい 21 地区スマートなまちづくり審議会」を設置します。

※「スマートなまちづくり」とは

情報通信技術の活用等を図ることにより、市民生活の質を高めながら、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができるまちづくりをいう。

2 所掌事務

- (1) みなとみらい 21 地区における情報通信技術を活用したエネルギー対策に関すること。
- (2) みなとみらい 21 地区における環境に配慮したまちづくりに関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 構成

- (1) 委員
学識経験者等 15 人以内
(エネルギー、都市計画・まちづくり及び環境分野 等)
- (2) 臨時委員
特別の審議等の事項に係る分野の学識経験者等 若干人

4 委員任期

- (1) 委員
1 年
- (2) 臨時委員
特別の事項に関する審議等が終了したときまで

5 施行期日

公布の日

6 設置期間

横浜市環境未来都市計画の期間である平成 28 年度末まで